

合併特例債の発行期間の再延長を求める意見書

合併市町村の均衡ある発展に資する公共的施設整備などを推進するために発行できる合併特例債については、その元利償還金の70%を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入することとされ、発行期間は10年間とされていた。

その後、東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村では、各種の建設事業計画を見直し、耐震や災害対策強化の必要性が生じ、当初の発行期間内では、事業終了が困難となったことから、合併特例債の発行期間を平成32年度までの5年間（東日本大震災の被災地にあつては平成37年度までの10年間）延長されている。

しかしながら、その後の景気回復による建設事業の増大や東日本大震災や熊本地震の復興促進、2020年の東京オリンピックの決定に伴う関連施設整備など建設需要の増大により、建設資材の高騰や技術者不足による労務単価の上昇がみられる。

また、合併特例債の発行期限である平成32年度まで残り4年となり、今後は、合併特例債発行可能自治体の建設需要やそれに伴う予算規模が一時的に膨張することが予想される。

政府においては、このような情勢を踏まえ、建設需要の平準化及び地方財政の安定を図るためにも合併特例債の発行期限を東日本大震災の被災地と同様に、さらに5年間、平成37年度まで延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

佐賀県唐津市議会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様